安全データシート

TIP TOP SOLUTION T2-B4

JIS Z 7253 : 2019 に準拠
改訂日: 2025/03/14　バージョン: 2.5
SDS 番号: 00156-0114

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : TIP TOP SOLUTION T2-B4
製品コード : 517 9015

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : パッケージングソリューション

会社情報

製造業者
REMA TIP TOP AG
85586
ドイツ Poing Gruber Strasse 65
T +49 (0) 8121 / 707 - 100
info@tiptop.de

担当者
REMA TIP TOP- Japan
日本 452-0821 Nagoya 338, Kamiotai 2- Chome, Nishi-ku
T +81 (0) 52 502 3500 - F +81 (0) 52 502 3620
www.tiptop-japan.co.jp

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分 2
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	誤えん有害性	区分に該当しない
環境に対する有害性	水生環境有害性　短期（急性）	区分 2
	水生環境有害性(慢性)	区分 2

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)

注意喚起語 (GHS JP) : 危険
危険有害性 (GHS JP) : 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
強い眼刺激. (H319)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
長期継続的影響によって水生生物に毒性 (H411)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
蒸気を吸入しないこと。(P260)
適切な保護手袋、保護服、保護眼鏡、顔面の保護を着用すること。(P280)
環境への放出を避けること。 (P273)

応急措置 : 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
気分が悪いときはポイズンセンター、医師に連絡すること。 (P312)

他の危険有害性

分類に寄与しないその他の危険有害性 : 蒸気は空気と爆発性混合物を形成する。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
コメント : 有機溶液の調合。

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
酸化亜鉛	< 2.5	OZn	(1)-561	既存化学物質	1314-13-2
炭水化物、C6-C7、n-アルカン、イソアルカン、シクロアルカン, < 3% n-ヘキサン	< 30	-	-	-	92062-15-2
N-エチルシクロヘキシルアミン	< 1	C8H17N	-	3-(4)-247	5459-93-8
N-エチル-N-フェニルジチオカルバミン酸亜鉛	< 1	C18H20N2S4Zn	(3)-2186	既存化学物質	14634-93-6
ジブチルジチオカルバミン酸亜鉛(II)	< 0.5	C18H36N2S4Zn	(2)-2122	既存化学物質	136-23-2
酢酸エチル	≥ 50 - < 55	C4H8O2	(2)-726	既存化学物質	141-78-6

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般 : 汚染された衣服は直ちに脱ぎ去ること。
症状が治まらない場合は医師に相談する。
被災者を汚染エリアから移動させる。

吸入した場合 : 蒸気または分解された製品を誤って吸入した場合、通気性のいい場所に連れてゆく。
症状が治まらない場合は医師に相談する。

皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗い流す。
皮膚への刺激が続く場合は医師の手当てを受ける。

眼に入った場合 : まぶたの裏側も含め、直ちに多量の水で最低でも 15 分間洗眼すること。
眼科医の診察を受ける。

飲み込んだ場合 : 医師の診断なく、無理に吐かせない。
口内を水ですすぐ。
水を大量に飲ませる。
意識不明状態の者には決して口から物を与えない。
直ちに医師の診察を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合 : 眠気又はめまいのおそれ。
症状/損傷 皮膚に付着した場合 : ばく露の繰返しにより皮膚の乾燥あるいはひび割れを引き起こすことがある。
症状/損傷 眼に入った場合 : 強い眼刺激。
症状/損傷 飲み込んだ場合 : 誤えん有害性。

医師に対する特別な注意事項

処置 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 泡消火剤、水噴霧、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤 : 多量のウォータージェット
火災危険性 : 引火性の高い液体及び蒸気。
火災時の危険有害性分解生成物 : 火災の場合：危険な分解生成物が形成される、
炭素酸化物(CO、CO2)、
酸化窒素、
硫黄酸化物
消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。
火災の予防策 : 水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。
その他の情報 : 蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。
空の未洗浄の容器内でも、蒸気と空気の混合による起爆性がある。
火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。
十分な換気を確保する。
安全なエリアに人員を避難させる。
保護服を使用する。
あらゆる発火源を取り除く。
防爆型装置を使用する。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法 : 流出した液体は封じ込める。

浄化方法 : 不活性吸収剤(砂、おがくず、ユニバーサル結合材、シリカゲル等)で吸収する。
廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。

その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : データなし

安全取扱注意事項 : 防爆に関する条例を守る。爆発の危険性がある環境の場合、防爆型装置を使用する。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
容器を密閉しておくこと。
蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。
作業所の十分な換気を確保する。
皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。
火気や発火源から遠ざける。
禁煙。

接触回避 : データなし

衛生対策 : 蒸気を吸入しない。
最後にスキンクリームでケアする。
皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件 : 容器を密閉しておくこと。
換気の良い場所で保管すること。
涼しいところに置くこと。
発火源から遠ざけて保管する。

安全な容器包装材料 : データなし

技術的対策 : 防爆に関する条例を守る。
容器を接地すること／アースをとること。

混触禁止物質 : 酸化性物質。亜硝酸とその他のニトロ系薬剤。

混合保管に関する情報 : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

8. ばく露防止及び保護措置

監視方法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

生物学的モニタリング法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	第 2 種粉塵 (結晶質シリカ含有率 3% 未満の鉱物性粉塵，酸化亜鉛) # Dusts Class 2 (Dusts containing less than 3% crystalline silica, Zinc oxide)

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
許容濃度	1 mg/m³ 吸入性粉塵 4 mg/m³ 総粉塵
規則参照	JCDB の調査による

酢酸エチル (141-78-6)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	酢酸エチル # Ethyl acetate
許容濃度	720 mg/m³
	200 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告（2023 年度）産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
現地名	酢酸エチル # Acetic acid ethyl ester
管理濃度	200 ppm
規則参照	作業環境評価基準　平成 29 年度版

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

機器	フィルタタイプ	条件	規格
ガス用フィルター付呼吸用保護具	タイプ A - 高沸点（>65℃）の有機化合物	換気が不十分な場合着用すること	EN 14387

手の保護具 : 飛散防止、この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
適切な保護手袋	ブチルゴム	4 (> 120 分)	≥0.7		EN ISO 374
適切な保護手袋	ニトリルゴム (NBR)	2 (> 30 分)	≥0.4		EN ISO 374

眼の保護具 : きれいな水と洗眼ボトル (EN 15154)

タイプ	適用分野	特徴	規格
防護眼鏡 (EN 166)	液体が飛散する可能性がある		EN 166

タイプ	規格
長袖防護服	EN ISO 6530

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

その他の情報 : 休憩に入る前および作業後は手を洗う。
製品取扱い後は、直ちに手を洗う。
使用中は飲食禁止かつ禁煙。
最後にスキンクリームでケアする。
汚れた衣類は取り除き、再使用前に洗浄してください。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 黒色
臭い	: エステル臭
pH	: データなし
融点	: < -20 °C
凝固点	: データなし
沸点	: > 76 °C
引火点	: -18 °C
自然発火点	: 460 °C
分解温度	: データなし
可燃性	: 適用されず
蒸気圧	: 未確定
相対密度	: データなし
密度	: 0.9 g/cm³ @20°C
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 混合不可能。20°C で。
Log Pow	: データなし
爆発特性	: 物質は爆発性ではない。引火性／爆発性蒸気－空気混合物を形成することがある。
爆発限界 (vol %)	: データなし
爆発限界 下限 (LEL)	: 2.1 vol %
爆発限界 上限 (UEL)	: 11.5
酸化特性	: 酸化しない
動粘性率	: > 20.5 mm²/s @ 40 ° C
VOC 含有量	: < 80 %
粒子特性	: データなし
追加情報	: 流出時間 > 30s @23°C, 3 DIN/ISO 2431. 溶剤の成分 < 80%. 溶剤分離試験(%) 0

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の保管条件下では分解しない。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 酸化剤と反応。
避けるべき条件	: 蒸気/空気混合物は急激に加熱すると爆発性である。加熱により発火性蒸気が放出するおそれがある。熱分解を回避するため、強く加熱しない。
混触危険物質	: 亜硝酸とその他のニトロ系薬剤。酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 多量の製品を高熱化、あるいはニトロ化反応などの法外な扱いをすると、ニトロサミン脱離反応の形跡を残すことがある。熱分解により次のものを生成する：炭素酸化物(CO、CO2)。酸化窒素。硫黄酸化物。

11. 有害性情報

潜在的な健康有害性及び症状	: 長期あるいは、継続した接触により、本製品の脱脂性が皮膚に刺激を与え、炎症をおこすことがある、高濃度の蒸気による症状：頭痛、吐き気、めまい、多量の製品を高熱化、あるいはニトロ化反応などの法外な扱いをすると、ニトロサミン脱離反応の形跡を残すことがある。

急性毒性 (経口) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
急性毒性 (経皮) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
急性毒性 (吸入) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

酸化亜鉛 (1314-13-2)	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg (OECD 401 法)
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD 402 法)
LC50 吸入 - ラット	> 5.7 mg/l/4h

酢酸エチル (141-78-6)	
LD50 経口 ラット	5620 mg/kg
LD50 経皮 ウサギ	> 18000 mg/kg
LC50 吸入 - ラット	56 mg/l/4h

皮膚腐食性／刺激性 : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 強い眼刺激.
呼吸器感作性 : 利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない
皮膚感作性 : 利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない
生殖細胞変異原性 : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
発がん性 : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
生殖毒性 : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 眠気又はめまいのおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : (利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)
誤えん有害性 : 区分に該当しない
(利用可能なデータに基づいて、分類基準を満たしていない)

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性　短期（急性） : 水生生物に毒性
水生環境有害性(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に毒性

TIP TOP SOLUTION T2-B4	
EC50 96h - 藻類 [1]	> 10000 mg/l

炭水化物、C6-C7、n-アルカン、イソアルカン、シクロアルカン, < 3% n-ヘキサン (92062-15-2)	
LC50 魚 1	12 mg/l 96 h, Oncorhynchus mykiss(ニジマス)
EC50 ミジンコ 1	3 mg/l 48 h, オオミジンコ（ミジンコ）
EC50 72h - 藻類 [1]	55 mg/l 72 h, ムレミカヅキモ

ジブチルジチオカルバミン酸亜鉛(II) (136-23-2)	
LC50 魚 1	520 mg/l 96 h, Oncorhynchus mykiss(ニジマス)
EC50 ミジンコ 1	0.74 mg/l 48 h, オオミジンコ（ミジンコ）

酢酸エチル (141-78-6)	
LC50 魚 1	230 mg/l (Exposure time: 96 h - Species: Pimephales promelas)

酢酸エチル (141-78-6)	
EC50 ミジンコ 1	610 mg/l (暴露時間: 48 h - 種: Daphnia magna)
EC50 72h - 藻類 [1]	5600 mg/l 48 h, Scenedesmus subspicatus
NOEC 甲殻類 慢性	2.4 mg/l 21 d, オオミジンコ（ミジンコ）
NOEC 藻類 慢性	> 100 mg/l 72 h, Desmodesmus subspicatus

残留性・分解性

TIP TOP SOLUTION T2-B4	
残留性・分解性	データなし。

生体蓄積性

TIP TOP SOLUTION T2-B4	
生体蓄積性	データなし。

土壌中の移動性

TIP TOP SOLUTION T2-B4	
土壌中の移動性	データなし
生態系 - 土壌	データなし。

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の有害な影響 : 低度の水質危害
その他の情報 : 表層水、または下水に流さない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。
汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。
空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。
廃棄方法 : 廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。
現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。
許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物／容器を廃棄する。
追加情報 : 引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADRに準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1133	1133	1133
国連正式品名		
接着剤	ADHESIVES	Adhesives (Solvent naphtha (petroleum))
輸送危険物分類		
3	3	3
容器等級		
II	II	II
環境有害性		
環境有害性 : 該当	環境有害性 : 該当 海洋汚染物質 : 該当	環境有害性 : 該当

海洋汚染物質 : 該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

適用されず

国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法 : 第２種有機溶剤等（施行令別表第６の２・有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第４号）
適用条件:
第１種、第２種有機溶剤を５重量%を超えて含有するもの（有機則第１条四ハ）
作業環境評価基準（法第６５条の２第１項）
名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第５７条第１項、施行令第１８条第１号～第２号別表第９）
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。　１号　令別表第１に掲げる危険物　２号　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物　３号　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他

の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの　（施行令第１８条第２号、安衛則第３０条別表第２）
危険物・引火性の物（施行令別表第１第４号）
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第１号～第２号別表第９）
酢酸エチル （政令番号 : 177） (50 ~ 60%)
酸化亜鉛 （政令番号 : 188） (5%未満)
適用条件:
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が０．１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第２号、安衛則第３４条の２別表第２）
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が１重量%未満のものを除く。（施行令第１８条の２第２号、安衛則第３４条の２別表第２）
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第６６条第２項、施行令第２２条第１項）
適用条件:
第１種有機溶剤又は第２種有機溶剤を５重量%を超えて含有するもの。ただし、第１種有機溶剤を５重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第１条第１項第４号）

水質汚濁防止法 ： 指定物質（法第２条第４項、施行令第３条の３）

消防法 ： 第４類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第２条第７項危険物別表第１・第４類）
適用条件:
１気圧において、液体であって、危険物令第１条の６で定める試験において引火性を示し引火点が２１℃未満のもの（法別表第１・備考１２）

悪臭防止法 ： 特定悪臭物質（施行令第１条）
適用条件:
排気

大気汚染防止法 ： 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第９次答申）
適用条件:
排気
揮発性有機化合物（法第２条第４項）（環境省から都道府県への通達）
適用条件:
排気

海洋汚染防止法 ： 危険物（施行令別表第１の４）
有害液体物質（Ｙ類物質）（施行令別表第１）
有害液体物質（Ｚ類物質）（施行令別表第１）

外国為替及び外国貿易法 ： 輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」
適用条件:
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物
輸出貿易管理令別表第１の１６の項
輸出貿易管理令別表第２（輸出の承認）
適用条件:
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示

すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物

船舶安全法 ： 引火性液体類（危規則第２，３条危険物告示別表第１）

航空法 ： 引火性液体（施行規則第１９４条危険物告示別表第１）

港則法 ： その他の危険物・引火性液体類（法第２１条第２項、規則第１２条、危険物の種類を定める告示別表）

道路法 ： 車両の通行の制限（施行令第１９条の１３、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第１２号・別表第２）
適用条件:
１気圧において、液体であって、危険物令第１条の６で定める試験において引火性を示し引火点が２１℃未満のもの（法別表第１・備考１２）

特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法） ： 特定有害廃棄物（法第２条第１項第１号イ、平成３０年６月１８日省令第１２号）
適用条件:
別表第７の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第６備考）
ハロゲン化されたものを除く　０．１重量%以上含む物

水道法 ： 有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１号）

下水道法 ： 水質基準物質（法第１２条の２第２項、施行令第９条の４）

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法) ： 第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１）
亜鉛の水溶性化合物 (管理番号 : 1) (1.6%)
適用条件:
含有する製品は、第１種指定化学物質質量の割合が１質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。（施行令第５条）　１　事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品　２　第１種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品　３　主として一般消費者の生活の用に供される製品　４　資源の有効な利用の促進に関する法律第２条第４項に規定する再生資源

労働基準法 ： 疾病化学物質（法第７５条第２項、施行規則第３５条別表第１の２第４号１）

16. その他の情報

その他の情報 ： 4～ 8 項および 10 ～ 12 項の記述は一部、製品の使用および指定通りの適用に関するものではなく(製品説明書・使用説明書を参照)、事故や異常事態で大量放出が発生した場合に該当する。記述内容は製品の安全要求だけに限定し、現時点での知見に基づいている。出荷仕様は製品のデータシートを参照のこと。データシートに記述された特性内容は法律上の保証規定を保証するものではない。

省略表記:	
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則

省略表記:	
DOT	DOT
TDG	TDG
EU REACH	化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則(EC) No 1907/2006
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
IARC	国際がん研究機関
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質
PNEC	予測無影響濃度
CAS	CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号
IBC-Code	IBC コード海上輸送における危険な化学物質および有害液体のバルク貨物としての輸送に関する国際安全規則
ATE	急性毒性推定値
CLP	物質／混合物の分類・表示・包装に関する欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008
BCF	生物濃縮係数
MARPOL 73/78	船舶による汚染防止に関する国際条約
ADG	オーストラリア危険物輸送

免責条項　当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。